

乗用カート利用約款

第1条 当ゴルフクラブにおいて、ゴルフ乗用カートを利用する者は、本約款の定めるところに従うものとする。

第2条 乗用カートの運転は、普通自動車免許の所持者に限る。

第3条 当ゴルフクラブ施設内外を問わず、プレー当日に飲酒を行った者は乗用カートの運転を禁ずる。

第4条 コース内の運転はゴルフ場の指示する標識に従いカート道路のみを走行するものとする。ラフ及びフェアウェイ内には絶対に乗り入れないこと。

第5条 運転は運転者の責任において行い、事故損害の発生した時は、全て運転者が責任を負い、会社の故意又は過失による損害の他、会社は一切責任を負わない。尚、その場合、修理費用については運転者が負担するものとする。

第6条 第2条に違反して、事故の発生したときは運転者が責任を負うものとする。

ムロウ 36 ゴルフクラブ

支配人

緊急連絡先

0745-92-2487